

中部運輸局自動車交通部

令和4年1月7日 14時00分 発表

〈お問い合わせ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

横山、飯代 TEL 052-952-8038

中部運輸局 愛知運輸支局 輸送・監査担当

久世、鳥山 TEL 052-351-5313

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法に違反した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：株式会社 幸和運輸

住所：愛知県名古屋市港区惟信町4丁目10番地7

営業所名：本社営業所（住所地に同じ）

2. 監査端緒

貨物自動車運送事業法違反の疑いがあったため

3. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

- （1）一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のために利用させていた。
（貨物自動車運送事業法第27条第1項）
- （2）整備管理者の研修を受講させていなかった。
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4）
- （3）事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）

- (4) 事業報告書及び輸送実績報告書を提出していなかった。
(貨物自動車運送事業法第60条第1項)
(貨物自動車運送事業報告規則第2条)

4. 行政処分等の内容

処 分 日：令和4年1月7日

処 分 内 容：①事業停止30日間
②車両停止20日車（2両を10日間）
③文書警告

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	32点
当該事業者の累積違反点数	32点

以上